

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|---|
| 法令の名称 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 |
| 政策の名称 | 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け |
| 担当部局・評価者 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長 金丸康夫 電話番号:03-3581-3351 E-mail:hairi-kikaku@env.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成22年2月16日 |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 受託者において適正な処理が困難な状況が発生した場合に、排出事業者がそれを速やかに把握し、適切な措置を講ずることによって、不適正処理の発生と拡大の未然防止を図る。 |
| 内容 | 産業廃棄物処理業者等に対し、適正な処理が困難となること等が認められる場合に当該処理の委託者(排出事業者)に対する通知及びその保存を義務付け、委託者は、当該通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととする。 |
| 関連条項 | 第14条第13項及び第14条の4第13項 |
| 必要性 | 産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握し得る仕組みとなっておらず、処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大する事例が少なくない。 そのため、排出事業者が受託者の産業廃棄物の処理の状況を迅速に把握できるような仕組みが必要である。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 産業廃棄物処理業者等は、適正な処理が困難となること等が認められた場合には当該処理の委託者に対してその旨を通知するコスト及びその通知を保存するコストが必要となる。また、委託者は、当該通知を受けたときに、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、委託先の変更等の措置を講ずるためのコストが必要となる。 |
| 行政費用 | 特になし。 |
| その他の費用 | 特になし。 |
| 便益 | 産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握することによって、不適正処理の発生を防止できる。 |

想定される代替案

| | | |
|------|---|---|
| 代替案① | 産業廃棄物処理業者において処理が困難な事由が生じた場合に都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事は得られた情報を公開する。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | 産業廃棄物処分業者は処理が困難な事由が生じた場合には都道府県知事に通報する負担が発生する。 |
| | 行政費用 | 通報を受けた場合にそれらの情報を公開するための行政コストが必要となる。 |
| | その他の費用 | 特になし。 |
| | 便 益 | 産業廃棄物の処理が適正に行い得ない状況となった場合には都道府県知事はそれを把握できる。 |

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

現在は、産業廃棄物の処理の委託先において処理が困難となる状況が発生した場合に、排出事業者がその事実を迅速に把握し得る仕組みとなっていないが、本通知の義務付けによって、その事実を排出事業者が迅速に把握できるようになり、処理が困難な状況で処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大するような事態を未然に防止することが可能となる。

また、同様の状況が生じた場合に逐一都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事が公表を行うという方法も考えられるが、このような手法は排出事業者がそれらの情報を得るという目的を達する上でも迂遠であるだけでなく、都道府県知事等の公表に要する行政コストの分だけ余計なコストが発生する。以上のことから、処理が困難な事由が生じた場合の通知義務付けを採用することが適当である。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会意見具申(平成22年1月25日)において、「行政処分を受けている産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、行政処分を受け処理を継続してはならない状況にある産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとすべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後(平成28年頃)を予定。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

| 【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】 | | | |
|-------------------------------|---|---|---------|
| 規制の内容 | 産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け | | |
| 担当部局 | 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課 電話番号：03-3581-3351 E-mail：hairi-kikaku@env.go.jp | | |
| 評価実施時期 | 平成22年2月16日 | | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | 受託者において適正な処理が困難な状況が発生した場合に、排出事業者がそれを速やかに把握し、適切な措置を講ずることによって、不適正処理の発生と拡大の未然防止を図るため、産業廃棄物処理業者等に対し、適正な処理が困難となること等が認められる場合に当該処理の委託者（排出事業者）に対する通知及びその保存を義務付け、委託者は、当該通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならないこととする。 | | |
| | 関連条項 | 第14条第13項及び第14条の4第13項 | |
| 想定される代替案 | 代替案① 排出事業者に対する処理現場の実地確認義務付け 代替案② | | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案①の場合 | 代替案②の場合 |
| (遵守費用) | 産業廃棄物処理業者等は、適正な処理が困難となること等が認められた場合には当該処理の委託者に対してその旨を通知するコスト及びその通知を保存するコストが必要となる。また、委託者は、当該通知を受けたときに、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、委託先の変更等の措置を講ずるためのコストが必要となる。 | 排出事業者は、自らが委託した廃棄物の処理について、その現場に赴き、当該処理が適正に行われているかどうかを確認する必要が生ずる。 | |
| (行政費用) | 特になし。 | 特になし。 | |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | 特になし。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案①の場合 | 代替案②の場合 |
| | 産業廃棄物の処理の委託先において、故障や点検等による処理施設の稼働停止、行政処分による事業停止、最終処分場の埋立終了等が行われた場合に、その事実を排出事業者が迅速に把握することによって、不適正処理の発生を防止できる。 | 排出事業者は自らが委託した処理が適正に行われていない場合にはそれを把握できる。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 現在は、産業廃棄物の処理の委託先において処理が困難となる状況が発生した場合に、排出事業者がその事実を迅速に把握し得る仕組みとなっていないが、本通知の義務付けによって、その事実を排出事業者が迅速に把握できるようになり、処理が困難な状況で処理の委託及び産業廃棄物の搬出が継続され不適正処理が拡大するような事態を未然に防止することが可能となる。 また、同様の状況が生じた場合に逐一都道府県知事への通報を義務付け、都道府県知事が公表を行うという方法も考えられるが、このような手法は排出事業者がそれらの情報を得るという目的を達する上でも迂遠であるだけでなく、都道府県知事等の公表に要する行政コストの分だけ余計なコストが発生する。以上のことから、処理が困難な事由が生じた場合の通知義務付けを採用することが適当である。 | | |
| 有識者の見解その他の関連事項 | 中央環境審議会意見具申（平成22年1月25日）において、「行政処分を受けている産業廃棄物処理業者に対する委託が継続されることにより不適正処理が拡大することを防止するため、行政処分を受け処理を継続してはならない状況にある産業廃棄物処理業者は、委託者に対してその旨連絡することとするべきである。」とされている。 | | |
| レビューを行う時期又は条件 | 附則の規定に基づき、この法律の施行5年後（平成28年頃）を予定。 | | |
| 備考 | | | |